

【事務局（宇佐美課長）】

お待たせをいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第24回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会総会を開催いたします。

皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、また本日、司会を務めさせていただきます介護高齢課の宇佐美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議につきましては、先に送付をさせていただきました第24回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会総会次第に従いまして進めさせていただきます。

本日は、何人かの委員には欠席のご連絡をいただいております。本会につきましては、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例第6条第2項におきまして、「協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。本日は、委員27名中、現状20名の方に出席をいただいております。過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますということをご報告させていただきます。

それでは、早速議事に移りたいと思いますが、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、再度確認をさせていただきます。まず、資料1-1、第6期における桑名市の介護保険サービスの現状分析。資料1-2、パワーポイントの資料になります。次期計画期間中における介護給付等対象サービスの整備に関する基本的方針について（案）。それから、資料2-1、これもパワーポイントになりますが、次期計画期間中における介護予防・日常生活支援総合事業について（案）。それから、資料2-2はその取りまとめで、1枚だけのものがございます。続きまして、資料3がパワーポイントの3枚物の資料になります。資料4、次期計画期間中における市町村特別給付について（案）。それから、資料5、これはちょっと厚目になりますが、次期の計画についての各論の資料になります。続きまして、資料の6、次期計画期間中における地域包括支援センターの管轄区域について（案）、1枚物でございます。それから、資料の7、次期の計画における取組方針等の整理表となっております。もし不足等ございましたら、随時事務局へお声がけください。よろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例第6条第1項の規定によりまして、議長は豊田会長をお願いをしたいと思います。

それでは、豊田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【豊田会長】

それでは、これからは私が議事を進めさせていただきます。

早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

まず、会議次第の1ですけれども、先に開催された介護部会報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（宇佐美課長）】

引き続きまして、宇佐美でございます。

議事の1の説明の前に、資料1-1につきまして、桑名市より分析を委託しております株式会社エディケーションの大野様より説明をお願いしたいと思います。その後、介護部会でのご報告を事務局よりご説明させていただきます。

それでは、大野様よろしくお願いいたします。

【大野参考人】

エディケーションの大野と申します。よろしくお願いいたします。

座って失礼いたします。

それでは、資料1-1に基づきまして少しお話しさせていただきたいと思います。

本日、皆様には次期の計画についていろいろご議論いただくわけですが、その前に第6期の計画がど

うだったかという評価をすることで次期計画につながっていくのではないかと思います。これから第6期における桑名市の介護サービスの現状分析についてご説明いたしますが、これは厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムというシステムがございまして、これで桑名市の現状と県、それから国、それから近隣の市町等といった項目を比較できるということでございます。認定者の状況から費用、そして居宅サービス、地域密着型サービス、それから施設についてお話しさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。

認定者の状況ですが、図表1を見ていただくと、平成27年から認定者がずっと減っております。ご存じのように、総合事業を27年度から始められたということが要因となって、要支援が減ったということも考えられますが、よく見ますと全体的に少なくなっているということがわかりますので、そのことに関して少し覚えておいていただければと思います。

続きまして、3ページ目をご覧ください。いわゆる認定率を県と国と比較したのですが、これを見てもわかるように、県、国と比べて4ポイント以上、桑名市は認定率が低いということがわかります。

次に、4ページです。介護保険給付費についてです。

(1)に、1号被保険者1人当たりの給付月額が出ております。つまり、高齢者全体に対して1人がどれくらい使っているかということなので、全体としてどうかというところで見えるものです。これを見ますと、居宅サービスも在宅サービスもいえることですが、全国、三重県よりもサービスがあまり使われていないという状況であります。

一方、(2)の受給者1人当たり在宅サービス給付月額をご覧ください。これは、利用している方はどれくらい利用しているかということですが、これを見ますと、県や国に比べると桑名市は多いということがわかります。つまり、利用している人はしっかり利用している。必要のない人は利用していないという状況があるということです。

それから、5ページから17ページまでが、いわゆる居宅サービスと言われているものを一つ一つ見たようになりますが、少し、全部見ていくと時間がありませんので全体的なお話だけさせていただきますと、いわゆる居宅サービスと言われている訪問系のサービス、訪問系のサービスにつきましては、どちらかというところ、これも全国、県よりも低い、あまり利用されていない、利用数が低いという状況でございます。

ただ、例えば重度の方につきましては、訪問看護であるとかそういったものにつきましてはかなり利用されているというような結果も出ております。ただ、訪問介護につきましては、これもさっき総合事業のところでありましたので、受給率が低いというのは当然だと思います。

それから、通所サービスにつきましてもやっぱり全国と比べると、全国、県と比べると低いというような状況になっています。

ただ、同じ居宅という在宅のサービスでも地域密着型のサービス、小規模多機能であるとかでありますけれども、これは、全国、県に比べてかなり高く利用されているというような結果が出ております。

それから、18ページ、ここから地域密着型サービスになりますが、ここを見ていただくとわかるように、県や国よりかなり多いというのが出ております。

次に、23ページから施設・居住系サービスになります。

これは、介護保険の3施設プラス、グループホーム等になります。いわゆる特養、介護老人福祉施設になるのですが、これは全国、県と比べると、給付月額を見ますとかなり低いということになります。

ただ、次のページに地域密着型介護老人福祉施設のところがありますが、逆にこちらはよく使われているということがわかりますので、それは相殺して考えていただければなと思っています。

そして、23ページのところになります。特養の表の下のところ認定者1人当たりの定員が記載してあります。これを見ていただくと、県、それから国よりも桑名市は少し少ないということがわかるかと思えます。

しかしながら、25ページの介護老人保健施設をご覧ください。これは全国、三重県よりもかなり多いというような結果が出ております。

最後にまとめを見ていただけますでしょうか。30ページから考察となっています。

先ほど、認定率が低いというお話をしましたけれども、その背景について少し見てみます。これは国勢調査の結果になりますが、30ページの表56です。県や国と比べますと、桑名市は、いわゆるひとり暮らし、単身世帯の率が低いという結果でございます。続きまして、図表57をご覧ください。高齢者のいる世帯の平均世帯人員も、当然のことながら、多いという結果が出ています。また、その横のグラフになりますが、高齢者の就業率、元気で地域で働いて活躍しておられる方は、桑名市は、三重県、全国よりも多いという結果が出ております。

また、31ページになりますが、これは県内の市町で、日常生活圏域ニーズ調査の結果で比べられる市町を比べたものになります。これを見ますと、桑名市は認知症リスクのある高齢者の率が低いということ。そして、手段的日常生活動作が低下しているという人も比較的低いというような結果が出ております。それだけ、元気な高齢者が多いということになるかと思えます。

31ページの下のほうをご覧ください。いわゆる「通いの場」にどのぐらい参加されているかというところです。総合事業を早くから始められていたということもあり、県や全国と比べると圧倒的に桑名市は高いという結果が出ております。

続きまして32ページ、図表61に要介護認定者のサービス利用率について示してあります。認定を受けておられる方がどれだけのサービスを利用されているかということですが、桑名市は、県平均と比較して高くなっており、しっかりサービスを受けておられるということがわかります。つまり、先ほども申しましたが、必要な人はしっかりとサービスを受けているということと思えます。

また、真ん中のグラフになりますが、これも日常生活圏域ニーズ調査で、介護が必要と思われるような状態であるけれども受けていない人の比率というのを示してあります。これにつきましても、近隣の市町と比べますと桑名市は低いということですので、先ほども申しましたが、やっぱり必要な人はしっかりとサービスを受けているんだということが出てくるかと思えます。

次に33ページをご覧ください。

こちらのグラフは、横軸が施設・居住系のサービス、縦軸が在宅のサービスとなっております。受給率ですから、被保険者全体に対してどのぐらい利用しているかということだと思いますが、施設も在宅も県内の中で一番低いというような結果が出ております。したがって、それほど費用がかからないということになるのかなと思えます。そのような結果が出ております。先ほども申しましたが、それは、単にサービスが少ないということではなく、しっかり利用される人はしているというのが、このところの数字として出てきております。

それから、最後、まとめのお話をさせていただきますけれども、このように比較的認定率も、今、低くなってきている、元気な高齢者が増えてきているという背景があります。何度も申しましたが、桑名市は総合事業を早く始められました。それから、地域生活応援会議というような形で、多職種協働で、ほんとうに自立支援に向けたケアマネジメントというのを進めてきた。こういったところの結果というか、効果というのが徐々にあらわれてきているのではないかなと思われま。

よって、今後の展開としては、先ほど、地域密着型のサービスが非常に多く使われているという話をしましたけれども、その裏にはやはり第6期の計画、今の計画の中で、施設機能の地域展開というのを進めてきた、そのあらわれだと思います。

したがって、これからさらに在宅介護の限界点を高めていくということになると思いますが、今度は家族介護者への支援というところにしっかり目を向けて進めていくことにより、その限界点も高めていくことができるのではないかと考えられます。

また、重度の人は、訪問系のサービスを多く利用しているという傾向にありますけれども、もう少し軽度の人でも利用されると、状態をよくする、改善するという方向にはたらいっていくと思いますので、今後は、そういったことも視野に入れていく必要があります。

そして、今、医療との連携もあります。今後、在宅で医療的ケアを必要とされる方が増えてきますので、訪問看護等、医療的ケアがしっかり入ったようなサービスというものを促進していくというのが方

向性なのかなと思います。

それから、通所系のサービスですけれども、全体として利用率はそれほど高くないのですけれども、1人当たりの利用の回数等は非常に多いです。それから、デイサービスセンターも、全国、県と比べるとしっかり整備されてきているので、現在、通所介護につきましては地域指定に係る取り扱いについて規制をかけている部分がありますけれども、それにつきましては、数字から見ても妥当な判断かと思えます。

今、第6期の計画を基礎にしながら、次回の第7期の計画をつくっていくこととなりますが、その中で、やはり多職種の連携、特に、制度のかなめとなるケアマネジャーと、しっかり、目指すところを共有しながら進めていくということが重要ではないかということが、こういう数字からも見えてくるということになります。

以上でございます。また、詳しく見ていただくと、もっといろいろと見えることが出てくるかと思えますので、その時には、後ほど伺います。

以上でございます。

#### 【事務局（宇佐美課長）】

ありがとうございました。

去る10月6日に介護部会を開催させていただきましたが、これにつきましても、先ほどのエディケーションの大野様からご紹介いただきました現状分析をもとに、ご議論をいただきました。

内容としましては、1つ目、次期計画期間中における施設を含む介護給付等対象サービスの整備に関する基本的方針について、2つ目、介護予防・日常生活支援総合事業について、3つ目、地域生活応援会議の運用について、4つ目、市町村特別給付についての、この4点をご議論いただきました。

介護部会での内容についての説明をさせていただきますが、まず、1つ目の資料1 - 2をご覧ください。

まず1つ目ですが、次期計画期間中における施設を含む介護給付等対象サービスの整備に関する基本的方針についてでございますが、介護保険料に大きく影響があるところですので、少しご説明をさせていただきます。

先に説明のあった介護サービスの現状分析と、昨年度、在宅で暮らしている方やその介護をしている方を対象とした在宅介護実態調査を実施しまして、それらの結果も踏まえまして基本方針をまとめております。

2ページ目をご覧ください。スライドの2ですので、右下に数字がございます。そのページで紹介させていただきます。

2ページ目ですが、この調査におきまして、訪問系サービスを多く利用している場合は、入所、入居は検討していないという回答が多いということ。また、家族介護者にとって認知症状への対応と、日中、夜間の排せつが大きな介護負担・不安となっているところ。これらの不安は、訪問系サービスを多く利用した場合には低下する傾向があるという調査結果等を得ました。

これらの調査結果により、高齢者の状態像に応じまして、訪問、通所などのサービスの組み合わせられたサービスを一体的に提供することができるサービスの整備、普及を促進していくことが求められています。そして、こうした整備が在宅生活の継続や、家族介護者の負担軽減につながると考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。

通所介護に係る指定に関しましては、三重県に対して協議を求めることといたしておりまして、桑名市としましては、新規の指定に関しては原則行わない取り扱いとしてきました。このような取り扱いは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの整備、普及を図る観点から、法の規定に基づきまして、協議を求めてきました。

また、このように市町村で介護サービスの指定の判断を行う取り扱いにつきましては、介護保険法の改正でも導入されるということになっております。

また、資料1 - 1の介護サービスの現状分析から、桑名市は地域密着型通所介護を含む通所介護の認

定1人当たりの定員については、記載があるとおり、全国、三重県平均を上回っているという状況でございました。

続きまして、4ページをお願いいたします。

これらの留意点を踏まえまして、第7期計画期間中における基本的な方針を大きく（1）から（3）、決めさせていただきます。

5ページをご覧ください。

在宅生活の限界点を高めるための在宅サービスの普及を促進していくことが重要と考えまして、①から③に示してあります各サービスの提供体制の重点的な整備を促進いたします。

続きまして、6ページをお願いいたします。

通所介護及び地域密着型通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定及びその更新に関しましては、①、通所介護の新規指定に関しては、引き続き、原則として指定を行わない取り扱いとすること。②、新規指定は、希望する事業者を、まず公募によりまして総合事業の短期集中サービスのくらしいき教室の事業者としての選定を受け、地域密着型通所介護とくらしいき教室とをあわせて開設する場合に限って新たに指定するという取り扱いにすること。③、運営する法人が変更するために新たに指定を受ける際に関しましては、先ほどの①、②のルールは適用しないと。これらの方針に沿って対応することといたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。

これは、在宅医療・介護連携の前提となる多職種協働において、訪問看護は医療と介護のかけ橋となるよう期待されております。桑名市では平成28年度に訪問看護事業所として新たに3事業所が指定を受けており、提供体制の充実が図られてきました。また、訪問介護は、生活を支える視点に基づきまして、訪問看護と複合的に提供されるよう期待されております。このため、今後は訪問介護・看護事業者におきまして、必要に応じて相互に業務提携等も1つの手法としまして、効率的な提供体制を整備するという事を期待しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

次期計画における具体的な整備予定の案をお示ししました。それぞれ第7期において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は1カ所増の計2カ所、2つ目の小規模多機能型居宅介護は3カ所増の計10カ所、3つ目の看護小規模多機能型居宅介護は1カ所増の2カ所、4つ目の地域密着型通所介護は6カ所の整備を予定いたしております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

こちらでは、4ページに示しておりました基本的方針の（3）その他、施設・居住系サービスと介護・医療連携推進会議、または運営推進会議の案を示しております。

上にあります施設・居住系サービスでは、小規模多機能型居宅介護などの在宅サービスの提供体制の重点的な整備を推進しようとする事を基本的な考え方としまして、次期計画の対象期間である平成30年から32年には施設・居住系サービスについては指定をしない方針を基本としますが、桑名西医療センターの跡地整備における方針の動向を踏まえまして、今後、三重県と協議を図ってまいります。

下の枠では、介護・医療連携推進会議、または運営推進会議について、地域包括ケアシステムの構築に向けて規範的統合を推進する一環としまして、地域住民に対する普及啓発を図る場に位置づけをしまして、事例を紹介する機会として活用するように期待をしております。

以上、次期計画期間中におきましてはこのような基本的方針に沿って、介護給付等対象サービスの提供体制の計画的な整備を推進していきたいと考えております。

次に、介護部会で説明させていただいた内容につきまして、資料2-2、介護予防・日常生活支援総合事業についてという、こちらの資料をご覧ください。

まず1つ目、下線が引いてありますが、通所サービスの利用を希望される場合は、原則として短期集中サービス、くらしいき教室の利用としておりましたが、原則利用ということから、利用の推奨という形で表現をさせていただきました。

2つ目、口腔ケアにつきましては、お口いきいき訪問事業に関してはというところでございますが、口腔ケアの短期集中サービスにつきましては実績がごくわずかというところもありまして、事業を廃止しまして、地域の歯科医師のご協力を得て口腔ケアの大切さを伝え、啓発していく事業へと変更することといたしました。

詳細につきましては、資料2 - 1にお示しをしております。

なお、前回からの変更点につきましては、下線を引いております。

全ての事業のケアマネジメントの類型と報酬単価の案をお示ししております。ただ、単価につきましては予算編成の過程の中で変更もあり得るということをご承知おきいただきたいと思います。詳細につきましては資料の中になりますので、またご一読いただければと思います。

主な変更点につきましては、例えば、19ページのいきいき訪問の趣旨、内容、事業者。それから、32ページのシルバーサロンの内容、それから助成金。34ページの健康・ケア教室の助成金など、それぞれ前回より具体的にお示しをいたしておる箇所でございます。

続きまして、資料の3をお願いいたします。地域生活応援会議についてでございます。

桑名市では、個別事例の検討会議としまして、平成26年の10月から応援会議を始めております。3年間実施をしてくれておまして、一定の成果を感じておるところでございます。また、国も介護保険法の中で制度的に位置づけをしており、推進をしているところです。

現在できていない、今現在対象としていない要介護者に対する個別事例の検討についても、今後推進をしていきたいと考えております。

それから、資料の4、市町村特別給付についてになります。

おむつ、理美容サービスについては、現状、一定数ございますが、対象となる方が施設入所することが増えているということもございまして、減少傾向でございます。

また、その他のサービスにつきましては、利用はわずかですけれども、次期計画につきましても継続をしていくというところでこのようにもさせていただきました。

以上、4つの事項につきまして、介護部会でご議論をいただきました。この中で、いただきました意見としまして、1つ目の介護給付等対象サービスの整備に関する基本的方針につきましては、介護サービスが現状分析から認定率が低い理由はわかったが、介護事業が開始された27年度から下がった理由についてはどのように分析しているのか。それから、要支援者がサービス利用を抑えたために要介護者のサービス利用が高いのではないかと。医療ケアの必要の高い方が在宅利用をされたということが増えてくると思われるので、看護小規模多機能型施設の整備はもっと充実させるとよいのではないかと。また、入所系・居住系施設の整備を行わない予定でお示しをしましたが、実際現場の意見として、施設入所の順番が来ても、入所できるよという形でお話をしても、今は大丈夫と言われるような方が多くなってきたというご意見もいただきました。通所介護が多く整備されてきたということ、それから、在宅生活を長く継続できてきたというところもあるのではないかとご意見もいただきました。

続きまして、介護予防・日常生活支援総合事業、くらしいきいき教室の利用につきまして、対象者は誰にするのかというところを明確にしてほしいというご意見。それから、新規事業のいきいき訪問につきましては、訪問リハとの違いを明確にすべきであると。また、えぷろんサービスについても、えぷろんサービスの委託先の、依頼をされたらしっかりとマッチングできるような体制づくりというのが必要であるというなどのご意見をいただきました。

3つ目の、地域生活応援会議につきましては、会議の目的を、他市町では進めているケアプランの適正化として全てのケアマネジャーに参加してもらえるようにしたらどうかでありますとか、提供資料を簡素化するなど会議に手間がかからないようにして、利用者にサービス利用を待たせるようなことがないようにしてほしいというご意見。それから、地域課題についての検討はぜひとも進めるべきである。また、他市町と比較した際に桑名市はしっかりとアドバイザーも参加されている。事業者も、他市町と比べるとしっかり取り組んでいるというお褒めの言葉もいただきました。

続きまして、市町村特別給付につきましては、あまり利用は進まないのはなぜかというご意見や、ケ

アマネジャーがサービス利用のイメージを持っていない可能性があり、周知が必要ではないかというなどのご意見もいただきました。

介護部会の報告につきましては、以上のとおりです。

**【豊田会長】**

ありがとうございます。介護部会で非常に活発な議論がなされたように感じますけれども、その追加、補足などがあれば、部会長の高橋委員からぜひお願いしたいと思います。

**【高橋委員】**

ありがとうございます。

介護部会を開催させていただきまして、皆様のご議論は十分に出させていただいたと思います。そのまとめをしていただいて、では、具体的に進めていくときにどう生かされるかということでは、もっと詰めていかななくてはならない問題というのは現実的にはあるのかなとも思っていますので、ぜひその点を、そういう部会なり、事業所の方々を含めて、しっかりと社会資源として受けられるような形で、利用者にまたお返しできるような形にしていけたらいいのかなと思っていますので、取り組みとしては非常によく頑張っていていただいていますし、皆さんも協力されているなどは思います。

1点、少し期間的な問題があるのではないかとということで、うちの部会員、佐藤委員から発言をお願いしたいと思います。

**【佐藤 (久) 委員】**

終わった後に話をしていて、ちょっと聞き忘れたなという部分があったんです。

資料3、今まで総合事業のくらしいき教室のサービス期間のところは6カ月となっていたんですけども、3カ月と6カ月という部分の説明が少しはつきりとされていなくて、なぜ3カ月になったのかと、3カ月で実際に利用してすぐに結果、評価ができるのかという、これもまた、事務処理というか、そういう、資料なりの簡素化に、逆にという気もしたり、会議も多くなるというところの疑問点があったんですけど、なかなかそのところを聞けなかった部分がありましたので、今日、お聞きしたいところであります。

**【高橋委員】**

佐藤委員、ありがとうございます。

我々が一番問題にしているのは、高齢の方々が認定されて、3カ月で実際に実践されて、改善するかどうか、それで次に評価ができて、次にもうサービスを変えるものかという、年齢とともに低下していく部分の気力と体力、そういうものを加味して、またそこに設定をしてほしいという思いがその根底にあります。

以上です。

**【豊田会長】**

ありがとうございました。

それでは、皆様方からご意見、質疑等お願いしたいと思うわけですが、佐藤委員からのご質問をいただきましたので、それに対して市から何かお答えはございますか。

どうぞ。

**【事務局 (伊東室長)】**

介護予防支援室の伊東と申します。ご意見ありがとうございました。

くらしいき教室をご利用される場合の地域生活応援会議の運用になりますけれども、本来、短期集中サービスという位置づけのくらしいき教室につきましては、他市町の事例を見ましても、3カ月で週2回の通所等をご利用されることにより機能向上等が図られるというような状況も踏まえまして、桑名市の中でもくらしいき教室を実際やっただいている事業所の方にもヒアリング等をさせていただいて、3カ月でも十分機能向上は図れるのではないかとということで、3カ月で卒業というよりは一定の見きわめができるのではないかとことから、3カ月で一区切りができる方も増えてくるのではないかと見まして、3カ月の設定も考えさせていただいたところでございます。

ただ、3カ月でないといけないということではありませんので、そのあたりの運用は最初のアセスメント等でケアマネジャーの方々のご判断になってくるところかと考えております。

以上です。

【豊田会長】

そういうご回答ですけれども、いかがでしょうか。

【高橋委員】

今、ケアマネジャーの形態というか、考え方という言葉が出ましたが、この対象者というのは、必ずケアマネジャーは包括支援センターにご相談をします。そこで合意形成を得られないと進んでいかないので、その行政と包括との中で、そういうすり合わせというのは、今、どの程度まで進んでいるのかというのをちょっとお尋ねしたいなと思いました。

【豊田会長】

では、伊東室長。

【事務局（伊東室長）】

済みません。すり合わせというところですが、こういった案も具体的にお示しさせていただいたのは、介護部会等でお示しをさせていただいたところになりますので、これからこの辺の細かなところは、今後詰めていくところも多いのかなとは思っておりますが、来月もう一回総会がありますので、それまでにはある程度のしっかりした方向性というのを共有できるかなとは考えております。

【豊田会長】

それでは、ほかに何かご質問、ご意見はございますか。

どうぞ。

【近藤委員】

近藤と申します。

現場の内容をお話しさせていただきたいと思います。介護予防、日常生活の中で、支え合い支援事業、それから「通いの場」、シルバーサロンなどのテーマがございまして、現場はどういうふうな状態かということをご説明して、宣伝を兼ねてご説明をさせていただきます。

私は、桑名市の地区社協の会長でもありますし、益世地区の社協の代表でございます。私どもは、平成12年、さんさん宅老所として開設されまして、平成25年より地域性を考えて移動宅老所と6カ所開設しております。今の「通いの場」の走りじゃないかなと、こういうふうに思っております。

4年前は、開催日数は48日で、利用数は1,040名でございました。早くより高齢者のために、地域の方のお医者さん、それから歯科医師さん、薬剤師さんの先生方のご協力を得まして、また、ボランティアの方の支え合いをいただきまして、平成28年には開催日数は134日、利用者は2,600名という数字で、元気なお年寄りの方をお迎えしているというような状態でございます。

また、昨年10月よりモデル地区として、市、市社協、南部包括などに支えていただいて、地域支え合い体制づくりへ向けて、連合自治会、それから民生、社協の共同テーマといたしまして、いつまでも住み続けられる益世地区づくり作戦会議という名称で、地区で生活していく上の困り事や、今後起こり得る困り事にどういったふうな解決策をしていったらいいのかということで、検討してまいりました。

今年度より、益世支え「愛」の会、「あい」は「愛情」の「愛」です。こちらの会の発足をいたしまして、毎月第1土曜日に3グループの会合を持っております。10月から実施段階に入っております。

その3テーマといいますのは、安心、見守り、ひとり暮らしの高齢な夫婦などへの緊急時の連絡カードの作成、それからもう一つ、お手伝い、お助け、それから、例えばごみ出し、買い物などの高齢者サポート活動をする。それから、3番目には、触れ合い、交流、行きたくなる介護場づくりを目指しております。

現在の問題というのは何かといいますと、ボランティアで支えている、要するに、支えている人が高齢者なんです。だから、若い人がどういったふうにしたらご協力いただけるかというのは1つのネックでございます。また、「通いの場」には、お越しいただいている方は固定されております。元気な人でこ



ここまで歩いてこられるというのは、「通いの場」なり宅老所の運営自体になっております。

それからもう一つは、「通いの場」を設ける場合には、利用料を、支払いをしなければいけないケースも出ております。費用がかかるということでございます。

その辺も考えてみまして、こんなことが許されるとは思っておりませんが、まず、桑名市の介護支援ボランティア制度の改定をお願いしたいと思います。これは、高齢者が高齢者を支えるための制度だと思っております。しかし、ボランティアの人数を増やすために、年齢を65歳から若干、若干とは言いませんが、若い人が参加できるような体制づくりをお願いしたいと。

それから2番目に、「通いの場」の施設費、改造費だけではなくて、そういうような利用の費用を拡大していただきたい。それから、場所の提供も市当局でご支援いただきたい。空き家などを利用してそういう「通いの場」をつくっていただきたい。

それから3番目に、認知症のお話でございます。これは、一部の小学校や中学校で授業の中で取り上げていただいておりますが、これを、将来必ず授業に取り入れていただくと。

4番目に、朝日新聞には出ていたと思いますが、私どもは中学校の生徒から希望者を募って、通学路近くの高齢者とマッチングいたしまして、市のごみ出しを助けたというような話が新聞紙上に出ていたと思います。それで、市の支援金は学校の備品購入に当てて、3年生で支援を終わった時点で、感謝状と、図書券500円を渡したというようなお話もありました。

ですので、そのような工夫をしていかないと、若い人が参加していかないと。2025年というのは後7年ぐらいですか。年をとってくるわけですね。今、ボランティアの人が年をとるわけです。その辺の対処をしていかないといけないと、こういうふうに思っております。

以上です。

#### 【豊田会長】

ありがとうございました。大変重要なお指摘をたくさんいただいたと思いますが、本日答えられない部分もあるかと思いますが、答えられる部分もあるかもしれませんので、市から何かコメントをお願いします。

#### 【事務局（宇佐美課長）】

まず、ボランティア制度のところ、65歳以上と定めていることにつきましては再考することはできるのではないかと思っております。制度自身、その重要性でももちろんございますので、またその辺につきましては、1つ今後の課題とさせていただきます。

それから、費用の拡充、シルバーサロンに対する費用の拡充というところでございますが、お金の部分というのは、なかなか我々にとっても厳しいかなとは思っております。特に、この場で即答するのはちょっと問題がありますのでできませんが、できればお金の面でない部分についてのご支援という形で考えさせていただければと思います。

それで、場所の支援というところで、例えば、空いている、使用可能な施設等をご紹介するということができれば一番いいのですけれども、なかなかそれも難しければ、どこかに行けばそういう情報が得られるとか、そういう二次的な情報への支援というところは1つ考えられるのかなと思います。

それから、交流事業、交流とか、子供の授業に取り入れていくというお話については、学校のカリキュラム等もございますので、どこまで実現できるかというのがありますが、持ち帰りをさせていただきたいなと思います。

そういった辺も含めて、若い人との交流というところの問題も考えていく必要があります。地域の中で元気なお年寄りとの交流ももちろんですし、お年寄りの方に元気になっていただくというのがあります。地域全体で見ていただく、見守りをしていただくというところを考えますと、小学生をはじめとした子供も含めてということになるかと思っております。そのため、関係所管を含めまして、その辺、協議をまたさせていただきまして、できるだけ対応させていただきたいなと思います。

#### 【豊田会長】

先ほど、エディケーションの調査、データのご紹介もありましたけど、図表60ですか、桑名市の

「通いの場」への週1回のご参加率が、三重県、あるいは全国平均に比べてかなり高いというようなデータが出ておりましたから、そういう面で非常に貢献していただいているなと思いました。ですので、そういう現場からのご提案ですので、ぜひ市も前向きにご検討いただきたいなと思います。

どうぞ。

**【事務局（伊東室長）】**

済みません、1点だけ追加させてください。

先ほど、近藤委員からご指摘いただきました認知症の、子供への授業の関係につきましては、地域包括支援センターから、ここ数年、数多く出かけていただいて、認知症サポーター養成講座、今日の議事の一番最後の地域支援事業のところの枠にも少し書かせていただいているんですけども、進めさせていただいているところではあります。

ただ、新聞の記事で、ごみ出しを実際にされて、いろんな感謝状とか図書券などという取り組みにまで発展という、この先、その次のステップのところかなと考えますので、まずはそういった、裾野を広げるという活動を、今、地道に広げていただいているところかと考えておりますので、その辺はちょっとご理解をいただけたらなと思っております。

**【豊田会長】**

どうぞ。

**【川瀬委員】**

済みません、ボランティアとしまして。いつもお世話になっております。

私は、桑名のボランティア連絡協議会といたしまして、9月に大きな大イベントをやります。リサイクルバザーではございますが、我々の団体の中の会員は、80歳を過ぎた人がたくさんみえます。半分以上、もしかしたら80歳過ぎていると思います。本当に、立たない足腰を無理して立ててという感じで、開催に向けてすごく頑張っております。私は、これからの介護保険を使わない元気なお年寄りをつくるのはこれが源かなと、すごく思います。

行政にもいろいろとお世話いただきながら、そしてまた、社協の協力もいただきながら進めているのですが、お金を云々というのは、私は言わないでおこうかなと思います。先ほどおっしゃいましたように、無理とわかっております。場所提供のほうだけは必ずいただきたいと思います。

それと、これもボランティアで、「通いの場」を立ち上げて2年になります。地域の「通いの場」でございますが、私は、介護保険は絶対この地域では使わないというのを前提にやっておりますが、ここでも、皆さん、出てくることよっての意義というのもしっかりと自分の中に思ってみえます。ですから、1カ月に1回の開催ですけども、1カ月の1回の開催を楽しみに毎日体を鍛えていますという、お宮さんでの開催です。社務所で開催しています。砂利道を踏んで自宅から出てきてくれます。乳母車を押しながら、月1回をすごく楽しみにしてくれます。来年度からは、逆に私たちがお客さんになって、来てもらう人たちにお茶を出してもらったり、そういうかわりの場をつくっていきたいと思います。

ただ、私が一番思っているのは、今、おっしゃいましたように、お金もたくさん要ります。お金は大丈夫です、結構です。何かと言うと、私たちがやっている「あかりの森」というんですけど、これを、すごくいろんなところから聞き着かれまして、今度、また訪問される方がいるんです。これをもっといろんなところでやってほしいということ私に直接依頼が入りました。でも場所がないんです。やるのは何とかやらせてはもらうんですけど、そういうところでの協力をしていただかないと、元気なお年寄りをつくる、増やす。そしてまた、それがどこへつながるのかということ、絶対求めてくるのは、みんなはお金だと思います。だから、お金もそのお金が出せないのであれば、せめて場所提供をしていただいたら、スタッフは私のほうで確保しますので、これからどうぞこの部分でご協力賜りたいと思います。

ボランティア連絡協議会でもそういう「通いの場」、介護認定を使わない元気なお年寄り、そしてまた、いろいろと施設をやってみえる皆さんには申しわけないんですけど、1人も施設にはなるべく送り込まんようにするよという、それぐらいの思いはしております。どうぞよろしくご協力のほど、お願い

したいと思います。済みません、ありがとうございます。

【豊田会長】

では、どうぞ。

【事務局（宇佐美課長）】

大変ありがとうございます。

場所に関してはそんなに、このような場所でないといけないとか、これがないと認められないといったことはあんまりないと思いますので、できる限り、具体的な策は浮かばないんですけども、何とか出していただけたらと思います。

【豊田会長】

それでは、ほかにご質問、ご意見、ご提案などございませんでしょうか。

どうぞ。

【倉田委員】

失礼します。資料4の8ページについてお伺いします。理美容サービス費、これは全部案ですので、これから次期計画で行われることだと思いますけれども、この金額、単価が5,000円となっておりますし、利用者が、負担が2,500円です。床屋さんと美容院へ行ったら、年に1回というわけにいきません。男性の方なら毎月要ることではないかと思いますが、5,000円の単価で利用者が2,500円という負担は、ちょっと大きいのではないかと思いますけれども、その他には単価がいっぱい書いてありますけれども、もしこれからの案でお考えになるのであれば、ちょっと考えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【豊田会長】

金額、なかなか難しい面もあろうかと思うんですけども、何かお答えになりますか。

【事務局（宇佐美課長）】

お金の話で申しわけないんですが、現状のサービスがこの金額、この設定でさせていただいております。したがって、この計画に基づいて変更等は、現状は考えておりませんで、この流れでさせていただこうかなとは思っております。

【豊田会長】

安いなら安いほうがいい、利用者としてはいい案ですけどね。なかなかそういうわけにもいかない面もあると思います。

【事務局（宇佐美課長）】

財源が、皆さんにいただいています介護保険料というところでもございますので、この水準での支援と考えております。

【豊田会長】

どうぞ。

【高橋委員】

今の金額で気がついたんですけども、実際に、今、自費でやっている方でもっとずっと安くしていただいで来ていただいております。介護4、5の人もやっていたいので、1人の負担が1,000円かちょっとで済むぐらいの値段設定でしてくれるところもあるので、それは組合としての交渉なのかわかりませんが、そこの辺での工夫はしてもいいのかなとは思っています。お金がないと言っている中で、やっぱり節減できるところは努力していきたいなと思いますので、よろしく願いします。

【豊田会長】

一度ご検討をお願いします。

ほか、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

【豊田会長】

介護部会からのご質問で、桑名市で要支援・要介護認定率が急激に低下したということについて、エ

ディケーションさんの資料では、低いということはわかったと。しかし、急激に低下したことはなぜかというご質問が出たと伺っていますけれども、その辺についてのお答えというのは、今、できますでしょうか。

**【事務局（伊東室長）】**

済みません、介護予防支援室の伊東と申します。

平成27年度から認定率が下がっているというところにつきましては、他市の事例でも、総合事業を平成27年度から先行して進められた他市町も実は同じような傾向がございまして、総合事業の短期集中型であるとか住民主体の「通いの場」であるとか、そういった取り組みが影響しているというところと、後、要介護認定につきましても、要介護認定を受けなくてもチェックリストという簡易な検査によってサービスがご利用いただけるといったいろんな要因はあると思うけれども、総合事業というものを早期に始めたことから認定率が下がっているというような、他市町も同じようなご意見を言っておられたところですよ。

桑名市においても、住民主体の「通いの場」であるとか認知症の施策であるとか、そういったところを地域包括、介護事業所等、皆さんでご協力いただいて取り組みを進めている中で、認定率が低下してきているのかなと考えております。

以上です。

**【豊田会長】**

ありがとうございます。

これ、急激に下がったことについては議会でも質問があったと伺っております。本来、支援なり介護を受けるべき方を厳しくして認定率を下げたのではないかという疑いの目を、一時かけられたわけですが、ただ、今回のエディケーションの資料でも、図表62で、介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合、桑名市はむしろ低いんですよ。そういうデータとか、先ほどのご説明のように、他市町でも早く取り組んだ市町においては同じように急激に低下している事例がたくさんあるということですよ。ですので、これは、アセスメントを厳しくしたということではなくて、やはりこの取り組みの効果として下がったのではないかなと僕自身は考えているわけですが、そのようなことがエディケーションの調査とか、先ほどのご説明で、疑いは随分晴れたのではないかなと思っております。

他に、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

**【片岡委員】**

済みません、先ほどの認定率の話にちょっと関連しているんですけども、資料1-1の60ページのところの考察についてですが、本市の認定率が低い要因としてはと書いてありまして、高齢者のいる世帯の中で単身世帯の比率が低いとか、家族介護率が高いということであったりとか、高齢者の就業率も、全国、三重県に比べて高いと書いてあるんですけども、ここで書いてある高齢者というのは、いわゆる1号被保険者で、65歳以上の方の人数というイメージでよかったですでしょうか。

65歳以上で働いている人が多いということと、直接、年代が大分違うような感じが、さっきのボランティアに参加する人たちの年代と、その辺の年代の違いがちょっとあるような気がするんですけど、いかがなものでしょうか。65歳の人で働いている人が多いと、自然に認定率が下がるものなんでしょうか。

**【豊田会長】**

まあ、それ1つだけの要因ではないと思われましてね。いろんなことが複合的に関係しているのではないかなとは思いますが。

でも、先ほどのボランティアの活動が非常に盛んで、こういう活動をやってこられたことが桑名市の要支援・介護認定率の低下に、僕は非常に大きく貢献しているんじゃないかと感じています。

そういう取り組みの効果があるということであれば、市はもっと金銭面でも支援してやろうとか、これだけ要支援認定率が下がれば介護保険においてもちょっと余裕ができるわけですから少し支援でき

るのであればしていただきたいなと思います。

他は、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**【豊田会長】**

それでは、ないようですので、次の議事に移りたいと思います。

会議次第の(2)、次期桑名市地域包括ケア計画(案)について、事務局からの説明をお願いします。

**【事務局(宇佐美課長)】**

引き続きまして、議事(2)の次期桑名市地域包括ケア計画(案)についてのご説明をさせていただきます。

資料5になります。

こちらは、先ほどご説明いたしました介護サービスの分析結果を踏まえまして、介護給付、予防給付サービスの現状推移及び今後のサービスの見込み量の案をお示ししております。

内容につきましては、先ほど説明しました議事(1)でおよそ取りまとめたものになっております。

議事(1)の中に含まれない事項としましての説明をさせていただきますと、例えば、98ページにございます地域共生社会に向けたサービス提供の推進の項目でございます。今後、国の制度としまして平成30年度より、高齢者、障害児者が同じ事業所でサービスを受けられる共生型サービスが設けられるという仕組みが導入される予定です。このような仕組みが導入されることによりまして、サービスを利用したい高齢者にとっても、それから障害者にとっても選択肢が増えるというメリットがあると考えられております。今後、国の動向を踏まえまして、サービスの普及を検討していきたいと考えております。

また、桑名市では、高齢者、障害者、子供などの複数の対象者に対しまして、入所、通所、相談等、他機能を兼ね備えた多世代共生型施設の整備を推進していく予定をしております。これによりまして、利用者同士の交流、また、その家族を含んだ交流、地域のコミュニケーションの拠点となることを期待しております。

次期地域包括ケア計画の案につきましては、簡単でございますけど、以上でございます。

**【豊田会長】**

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

**【豊田会長】**

それでは、ないようですので次の議事に移ります。

会議次第の(3)、次期計画期間中における地域包括支援センターの管轄区域についてでございます。事務局より説明をお願いします。

**【事務局(宇佐美課長)】**

引き続きまして、説明をさせていただきます。

次期計画期間中における地域包括支援センターの管轄区域についてのご説明になります。

資料6になります。

現在、変更する地域包括支援センターの管轄区域については、次の2カ所があると考えております。

1つ目としましては、現在、南部地域包括支援センターが管轄区域としている地蔵、東野という地区がございますが、これを東部地域包括支援センターへ変更いたします。地蔵、東野は城東地区ではございますが、現在、南部圏域での管轄区域としており、それ以外の城東地区は東部圏域であるということがございますので、城東地区内において地域包括支援センターの管轄区域が分かれていたという状態でございますので、それを統合するというところでございます。

2つ目は、現在、北部東地域包括支援センターが管轄をしております新西方を、北部西地域包括支援センターへ変更いたします。地域住民の生活状況及び地理的な観点や実情を考慮いたしまして、北部西の圏域が適切な管轄区域であると判断をいたしました。

このことにつきましては、各地域包括支援センターとも協議を行いまして、この案を出させていた  
いております。今後、それぞれの地区におきまして等しい支援が可能となるように管轄区域を検討して  
まいります。

以上でございます。

**【豊田会長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

**【豊田会長】**

それでは、ないようですので次の議事に移ります。

会議次第の(4)、地域支援事業等における施策・事業等の課題及び取組方針等整理につきまして、  
事務局より説明をお願いします。

**【事務局(宇佐美課長)】**

引き続きまして、議事の4つ目、地域支援事業等における施策・事業等の課題・取組方針等の整理に  
ついてのご説明をさせていただきます。

資料7をご覧ください。

これは、現在、第6期地域包括ケア計画に記載もされまして取り組んでいる事業、課題、今後の取組  
方針になります。記載をしております事業の一部は、本日の議事1、2、3で既にご議論をいただいで  
いるところがございます。また、ご覧のように、たくさんの事業を地域の皆さん、それから医療介護、  
関係者の皆さんのご協力を得ながら進めているところがございます。全てを詳細にご説明させていただ  
くことは時間的な都合上難しいところでもございますので、委員の皆様にも関わりのある事業の一部を  
抜粋してご説明させていただきます。

まず、2ページをお願いいたします。

一般介護予防事業の高齢者サポーター養成講座という事業がございます。現状としましては、高齢者  
の方が住みなれた地域で暮らし続けていけるよう、サポーター活動や「通いの場」の担い手につながる  
ような講座を行いまして、地域活動を得意としている社会福祉協議会に委託をし、その講座を開催いた  
しております。

課題としましては、参加者が減少傾向であったり、それから、実際の活動になかなか結びつかなか  
つたりというようなことがございました。

今後は、ニーズに応じたより具体的な移動支援等のサポーター活動をイメージできるような基礎講座  
となるような内容の講座を開催、企画をしたり、それから、地域で活動を進めようとしている益世地区  
や精養地区のような住民活動の動きに合わせて今後の開催を行うといったところ、具体的なサポーター  
活動につながるような講座を開催していくということで、少しでも多くの市民の方が地域活動に関わり  
やすくなっていただけるということを目指してまいります。

次に、その下の段の、桑名市介護支援ボランティア制度事業でございます。先ほどもございましたが、  
地域活動のサポーターとなってくださった方のボランティア活動や社会参加をより推進していくための  
事業でございます。

課題としましては、ボランティアを受け入れていただく事業所等の登録が不足しているということ、  
また、登録いただいた事業所においてもボランティアの受け入れがなかなか進まないというところをご  
ざいます。

今後の取り組みとしましては、登録いただきたい介護の事業所などへの制度の周知など、さらに取り  
組んでまいりたいと考えております。

次に、5ページになります。

総合相談支援事業というものがございます。現在、地域包括支援センターにおきまして相談支援を行  
っております。

課題としましては、高齢者の支援においては対象である高齢者のご家族の支援や、生活困窮など複雑でさまざまな事情が絡み合っている場合も少なくありません。そうした背景から、今後は地域共生社会の実現という観点からも、相談の対象は高齢者以外に拡大していくということも考えております。

次に、5ページの下の段になります。

権利擁護事業でございます。現状では、法律専門職や警察など、さまざまな機関の連携も含め、虐待事例の発生時など、スムーズに対応できるようにしておりますが、近年、認知症高齢者の増加や家族構成の変化などから虐待事例の発生がやむことがなく、増えております。今後は、発生してからの対応にとどまらず、さらに虐待の早期発見、早期対応に心がけ、また、虐待についても予防の観点を持ち、進めていきたいと考えております。

次に、飛びますが10ページになります。

生活支援体制整備事業の日常生活支援に関する地域住民に対する普及啓発がございます。現在、桑名市全体を担当する生活支援コーディネーターを1名、各地域包括支援センター単位で担当する地域支援コーディネーターを5名配置しております。地域包括ケアシステムの構築のための普及啓発を、この3年間で地域の方との顔が見える関係づくりというのを中心に進めてまいりました。昨年度は、地域住民の方への普及啓発が重要であるということから、モデル地区の3カ所につきまして、ワークショップなどの手法を用いて地域の課題を地域の住民さんの力で解決していく取り組みの展開をいたしました。

今後も、生活支援コーディネーターを中心に地域住民の方へのさらなる普及啓発について、ワークショップを含めたさまざまな手法を用いて進めてまいります。

続きまして、同じページの10ページになりますが、認知症総合支援事業の認知症初期集中支援チームでございます。現在、各地域包括支援センター内に設置をしております。包括支援センターの医療職、福祉職一、二名と医師会推薦の認知症サポート医1名がチームとなりまして、早期発見、早期対応を目指してケース会議や訪問等の活動を行っております。

早期発見につきましては、ニーズ調査から支援対象者を抽出しておりますが、その基準やチームでの取組につきまして周知が不十分であり、今後、支援対象者の抽出の精度を上げていくことや、チーム活動の周知をさらに進めていくということが必要かと考えております。

なお、説明をさせていただきました事項の他にも、ご覧いただく中にご不明な点、ご質問等ございましたら、この機会にご意見いただければと思っております。

説明は以上でございます。

#### 【豊田会長】

ありがとうございました。

この地域包括ケアにはさまざまな事業が行われておりまして、私自身も会長をやらせていただいているのですが、全ての事業を理解する、全部覚えこむというのなかなか難しいということもありまして、こうやってきれいにまとめていただくと非常に勉強しやすいなと感じました。

それでは、ただいまの説明につきまして、あるいはこの表につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、わからないところがあつたら私にお尋ねいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

#### 【豊田会長】

それでは、ご質問はないようですので、議事の3、その他に移らせてもらってよろしいでしょうか。

その他の、何でも結構ですので、委員の皆様方からこの機会にご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。ないですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

#### 【豊田会長】

そうしましたら、ないようですので、本日の議題はこれまでといたしまして、後は事務局でお願いいたします。

これで終わるとなりますと、いつもこの会は2時間、3時間とあることがあるので、非常に今日は早く終わっていただいて、非常にいいなという感じがするわけですが、では、事務局、どうぞよろしくお願ひします。

**【事務局（宇佐美課長）】**

ありがとうございます。

委員の皆様につきましては、長時間にわたりましてご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、協議会ですが、次回、年内最後となりますが、11月16日に総会を開催というのを予定しております。その後、計画案につきましてパブリックコメントを11月下旬から12月にかけて募集させていただきます。そして、年が明けましたら、後もう一回、最後、総会を予定しております。特に、計画の策定が徐々に近づいているというところでございます。来年の総会の日時につきましては、改めて委員の皆様と日程調整をさせていただきます。その上で決めさせていただきたいと思っておりますので、何とぞご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして第24回桑名市地域包括ケアシステム推進協議会総会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —